
平成24年第4回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成24年12月4日(火)

1. 議事日程第2号

平成24年12月4日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第92号から議案第124号)

第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第92号から議案第124号、陳情3件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第92号から議案第124号)

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第92号から議案第124号、陳情3件)

出席議員(16名)

1 番	廣澤俊幸	2 番	大谷徹子
3 番	宿利忠明	4 番	石井龍文
5 番	中川英則	6 番	菅原一
7 番	河野博文	8 番	尾方嗣男
9 番	秦時雄	10番	松本義臣
11番	宿利俊行	12番	清藤一憲
13番	藤本勝美	14番	片山博雅
15番	繁田弘司	16番	高田修治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 大蔵 順一

議事係長 小野 英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	本 田 昌 巳
総 務 課 長	帆 足 博 充	ま ち づ くり 推 進 課 長	麻 生 太 一
環境防災課長兼 基地対策室長	中 島 圭 史	税 務 課 長	帆 足 浩 一
福祉保健課長	日 隈 桂 子	住 民 課 長	本 松 豊 美
建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之	農 林 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	山 本 五 十 六	教 育 総 務 課 長	穴 本 芳 雄
学校教育課長	米 田 伸 一	社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 わ ら べ の 館 館 長	河 島 公 司
行 政 係 長	石 井 信 彦		

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

○議 長（高田修治君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集2ページです。

議案第92号、玖珠町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） なしと認めます。

議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案集 7 ページです。

議案第93号、玖珠町税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○ 1 1 番（宿利俊行君） 11番宿利です。

昨日、町長の理由説明の中で、「地域などの課税解決」というふうに私は聞いたんですけれども、これは「課題」でいいんですね。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 地域などの課題解決。

○ 1 1 番（宿利俊行君） 「課題」でいいんですね。わかりました。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案集 8 ページです。

議案第94号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案集 9 ページです。

議案第95号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第96号、玖珠町土地開発公社の解散について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第97号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページです。

議案第98号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第99号、平成24年度社会資本整備総合交付金事業田中団地（仮称）大規模改修工事（建築改修工事）請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第100号、平成24年度鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業ワイヤーメッシュ鉄線柵（H=1.8 m）購入契約の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号、平成24年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について、別冊となっております。お出しください。

2ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入から13ページ、歳入歳出事項別明細書、歳入歳出最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。13ページまでです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、14ページ、歳入9款国有提供施設等所在市町村助成交付金から、19ページ、歳入最後まで一括して質疑を行います。

19ページ、歳入最後まで。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、20ページ、歳出1款議会費から、24ページ、2款総務費最後まで。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

2款1目の一般管理費の中の職員手当で、時間外勤務手当が1,700万というふうな計上がされておりますが、これは、これまでのトータルで幾らになっておるのか、それから、今役場の中で超勤手当の支給はどういうふうになさっておるのか、その辺をちょっとお聞きいたしたい。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えいたします。

2款1項1目の一般管理費における職員手当、時間外手当のご質問でございます。

現在の補正前の時間外の予算額につきましては3,615万8,000円でございます。ちなみに、昨年度の決算統計に基づく決算額が2,961万7,000円でございます。

今回の補正、時間外勤務手当1,700万を加算して、補正後の金額が5,315万8,000円になります。今回の補正につきましては、これまで行革の中で時間外の予算的な、予算による統制ということで来た面もございました。職員にこれまで必ずしも、サービス残業的な要素で残業手当の、時間外勤務手当の取り扱いがなされた面も確かにございましたので、見直すべきは見直す、それからサービス残業については極力避けるということで、各課における労務管理を、事業の調整、そして職員の業務体系のあり方についても全体的にカットしての調整を見ていただくということで、運営には努めてきたところであります。

今回、1,700万については、特にやはり災害復旧対応で農林建設、なおかつ全課的な調査業務ですとか査定対応等を含めまして、今の執行額的には、10月現在におきまして既に3,189万円が執行済みでございます。それで、今後の11、12、1、2、3の推計を見まして今回の補正を上程させていただいておるところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 確かに今年は非常に災害等が多くて、職員の方々がそういった残業せざるを得ないということだったかなと思いますんですが、やはり残業というのは平常勤務を終えた後のまた仕事でございますので、これが恒常化していつておるならば、やはり職員の数が少ないのかなと、それとも仕事が増えてきておるのかなと。その辺のところは、どういうふうに見通しをしておるかですかですね。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいまのご質問でございますが、これまで平成17年から21年度の行財政改革の中で職員定数を確かに減員してきたのも現実でございます。業務のあり方と職員の配置の問題につきましては、全課の行革の改善委員会を一応推進本部という形で継続しながら、各課の業務、事務事業の見直しと、それに伴います職員配置について、4月1日段階での要員配置計画について、昨年、そして今年につきましても要望をとったところであります。

その上で、超勤の実態をいかに解消するかにつきましては、やはり係ごとの業務の量、それは3カ年事業等の採択の中で事務事業の業務に合わせて職員配置を、組織構成を随時に変えるということも取り入れながら、全体的には適正な職員配置に基づく業務のあり方の中で、時間外勤務手当の縮減に努めるという方針で臨んでおります。

以上です。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。20ページから24ページまでです。

ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく24ページ、3款民生費から、29ページ、5款労働費最後まで質疑ありませんか。

29ページです。労働費。ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 26ページの3款1目老人福祉総務費の中で、シルバー人材の設置が今回計上されておりますが、これは9月議会で繁田先生がシルバー人材の設置について一般質問なさっておるが、早速この部分、予算措置をしたということは非常にすばらしいなど。私も過去一、二度、このシルバー人材設置については質問いたしたわけでございますけれども、若干時間はかかっておりましたけれども、こういうふうには窓口を開いたということは大変ありがたいなど。今後、このシルバー人材センターの取り扱いやはり福祉のほうでなさるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） すみません、管轄は、今のところ立ち上げで、高齢者福祉のところ立ち上げさせていただいているんですが、今回の補正は1月、2月、3月の設立までの準備の段階で、事務所設置が主な予算計上です。4月に開所になるんですが、設立総会を2月の終わりから3月初めにかけて行いまして、運営そのものは、開所したらセンターが運営の形に持っていきます。その時点で福祉に持っていくのがいいのか、商工観光なり、その辺をもうちょっと詰めたいと思っています。ただ、現状では、立ち上げの段階ではうちのほうが担当しております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 今、宿利議員さんからシルバーセンターの設置について質問していただきま

した。私、質問をいたしまして、シルバー人材センターを設置しようというところまではお話を賜っています。しかし、その後、一体どういうふうな形で、いつをめどに進めるかというふうなことは全く議会にないわけですね。そういうふうな部分について、議会説明をどういうふうにしようかというふうに思っているか、考えたことがあるかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点、この珍珠地区は4地区に分かれていまして、珍珠町は北山田、八幡、森、珍珠、この中で特に進んでいる地域もあるし、まだまだ今から形をつくらなければいけない地域もあるし。そういったふうな会合を重ねたことがあるのかどうかと。その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 初めに、シルバー人材センターの設置のお約束はしました。その経過については、こちらのほうが議会のほうに説明するということができておりませんでしたので、そのことに関してはおわび申し上げたいと思います。ただ、この予算を通して、それから3カ年計画等の立ち上げを9月の議会後に、準備はその前から始めておりますが、3カ年計画に計上し、それにのっとり今年度、また次年度の移行という形で随時進めてまいったわけでございます。文教民生委員会のほうで9月のほうでも質問がございました。どのぐらいいつてるかとか、その辺での説明はしてまいったわけなんですけれども、議場での説明が今になっております。

今の経過として改めてご報告しますと、今後このシルバーについて、各地区の皆様方に住民説明を1月にしてまいります。同時に、このセンターの必要性と同時に、その事務を預かる人材ですね、その人選等を公に公募しまして、その方たちをどのように人選していくかということになっていこうと思いますが、準備委員会を立ち上げて、まず、その準備委員会には、先ほどご提示いただいたような、今やっているところの自治会館ごとのシルバーセンターが2カ所ございます。北山田と八幡地区でございますが、その方たちも入って構成された準備委員会を立ち上げて、その中でどのように推進していくか、どのように設立まで持っていくかということは今審議しております。

その中で、先ほど言いましたような住民説明会を1月に持っていき、また、そういうセンターの人選を今から持っていくという形になっております。

皆さんには、その中でまた説明をしていこうと思うんですが、一応1月の広報には、会員さんが100名必要なわけですから、ぜひこれに理解していただいて、会員になっていただきたいというところから入ってまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 努力は十分に認めますけれども、往々にして、もう議会も言いつ放しやけど、執行部も聞き放しと、途中経過が極めて少ないのが最近の状況ですよ。だから、議員の皆さんは4地区に分かれていますから、いろんないいアイデアも持っているし、人的なつながりもあるんだから、今後はそういうふうなところをきちっと途中経過として報告すべきだというふうに思いますが、その

点についてはどう思いますか。

○議長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 改めて各地区の説明の前に、議会のほうには、どのような経過を通していているかということをご説明したいと思っております。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 大変な作業と思いますね。したがって、幸いといたしますか、隣の日田市あたりは非常に先進地でなさっておりますので、その辺を十分参考にしていただくと、比較的このシルバー人材センターの設立というのは参考になるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、蛇足ですけれども。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく29ページ、6款農林水産業費から、32ページ、7款商工費最後まで質疑ありませんか。32ページまでです。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 28ページの3款環境衛生費で、29ページになりますけれども、工事請負費で1,079万1,000円というのがありますが、これはシャボン玉工場の建設費なのか、現在あるシャボン玉工場の撤去費用なのか。

○議長（高田修治君） 中島環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（中島圭史君） お答えいたします。

これにつきましては、ECOライフセンターを建て替える今の場所に、現在、くす工芸寿クラブというのがあります。それがプレハブで4棟ほどありまして、それを移転するための費用ということでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく32ページ、土木費から、35ページ、消防費最後まで質疑ありませんか。

35ページ、消防費。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく35ページ、教育費から、41ページ、11款災害復旧費、歳出最後まで質疑ありませんか。11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 37ページですね。36ページの2款小学校費の小学校管理費の中の15節の工事

請負費で、森地区のプールと古後地区のプールの改修というふうには聞いておりますが、まず森地区、古後地区のプールの建設年月日はいつなのか、そして、今年の夏、条例では7月1日から9月20日に利用させるということになっておるが、利用期間は何日あったのか、その辺をちょっとお尋ねしてみたい。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） ただいまの質問でございますけれども、森地区は昭和43年に建築をされております。古後地区につきましては昭和55年の建築でございます、利用日数が何日かというのは今手元に資料ございませんので、お答えができませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 9番 秦です。

39ページの10款の教育費の4目の文化財保護費ということで、174万1,000円ということで計上されておりますけれども、これは立羽田の景の民家の上の災害ですね。これ、これはまた別にあの上の、激甚災害とか、そういう中でトータル的にはどのぐらいの工事になるんですか。これは、これだけの工事でやっていくんですか。この立羽田の景の174万1,000円、工事請負費が158万9,000円になっていきますけれども、それはどういうふうに私たちとして判断したらいいのかなと思うんですね。そのぐらいの工事費で工事ができるのかなと、そこら辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） ご質問の金額につきましては、立羽田の今言われた箇所の工事になります。これがすべての工事になります。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

それでは、全体を通して質疑ありませんか。

11番 宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） ちょっと今40ページの10款教育費の中の、これは工事請負費ですが、メルヘンの森スポーツ公園のスタンドのことだと思っておりますが、これはまず仮設なのか常設なのか。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 常設であります。

○議長（高田修治君） 11番 宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 常設ということになると、これまで大きなイベントとしては国体をいたしておりますね。国体のときには現状のままで十分利用できたと私は思っています。今、これを常設にするのは、来年インターハイがあるからおやりになると、そして、将来に向けてこのホッケー場をさら

に活性化するという事かなと思っておりますが、国体から今日まで大きな、いわゆるメジャーな大会が何回あったかお聞きします。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 今言われましたように、国体のときには仮設のスタンドを建設しております。500席の仮設スタンドをやったんで、仮設ですので、大会終了後に取り外しをしております。そういう形の今度もベンチを設けるようにしていますけれども、今の土の芝のままに仮設をするということは、非常に管理上も問題もあるので、今回やる分につきましては5段のコンクリートを張りまして、その上にベンチを設ける、ベンチというか、横に背もたれはありませんけれども、ベンチをつけるという形の470席ぐらいの計画をしております。

それから、大会の誘致につきましては、一番主なものは毎年九州の大会を夏に行っております。それから、高校の大会とか、それから国体予選等については九州8県の持ち回りになりますので、それに合わせて実施をしているところであります。

○議長（高田修治君） 11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 私は、いつも感心を持ってこの大会をよく見に行くんですが、それだけ常設のスタンドが果たして要るのかなと思うんですね。やはりいつも朝倉町長は、こういった事業については費用対効果の云々というようなことを言われますんですが、私もやはり投資効果という面から見たときにあるのかどうかと、そういうような気がしてならない。ただ、将来に向けてここを活性化するという事になれば、また話は別になりますけれども、現状はもう既にあと五、六年先には森校、玖珠高の生徒も少なくなると。

そして、地域全体の中でホッケーは、これは前から言われておるんですね、やはりマイナースポーツというか、そういったことを言っているかどうか知りませんが、やはり町民には若干なじみが少ないスポーツなんですよ。ですから、小学校、中学校、高校、大学と。というのは、私、以前、島根県の奥出雲町に行ったんですけども、そこは、あなた、一番よう知っておるかもしれませんね。今ホッケーが強いのは島根とか岐阜とか名古屋とか、そういうところに、企業スポーツも学生スポーツもそこら辺に集中しよるんですね。

そこらあたりはなぜかという、もう小中学校、高校、大学というところに、言うならこういうふうな施設があってやっておるんですね。玖珠の場合は、そういった受け皿というか、そこら辺が少なくて、大きなメジャーというか、その企業、団体もそう来て使っていないし、その辺から見たときに、ここにこれだけの町民の税金をつぎ込んでいくこと自体はどうかと思うんですね。ですから、仮設スタンドぐらいで我慢をしてやれないかねというような気がしたわけですから、あえて質問したわけでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） 今、宿利議員さんおっしゃられたこ

とはよくわかります。やはりジュニアから育成しながら本当は実業団までつながるといいんですけども、企業としてはなかなか難しいところがあるので、せめて高校、一般のクラブまでではつなげていくように努力していきたいと思います。

仮設の分については、意見がありましたけれども、常設にさせていただきたいという考えの中に、今回の事業の補助の中にも地域活性化の補助をいただいております。これをぜひ、そういう大会の誘致とか経済効果につながる形で進めていくように努力していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

7 番河野博文君。

○7 番（河野博文君） 101号全体でよろしいですか。

○議 長（高田修治君） はい、いいですよ、全体です。

○7 番（河野博文君） 9ページの債務負担行為の補正というところでございますけれども、この2つの超高速ブロードバンド整備に係る地域情報化計画策定及びコンサルタント業務委託と、もう一つ、セキュリティーポリシー、ICT関係例規再整備及び研修業務委託でございますけれども、24年度から25年度に全額の繰り越しというか、債務負担行為になるような感じなんですけれども、この事業が止まっているんじゃないか、進んでいないんじゃないか、その辺がちょっと心配されるんですけれども、その辺、進捗状況をお聞かせ願ひたいのが1点。

もう一点が50ページ。50ページのカのその他の手当の中で、扶養手当、住居手当、通勤手当がございますけれども、国の制度との異同ということで、一部異なるということで3件出ております。隣に内容の説明が若干ありますけれども、この辺のもう少し詳しい説明をいただきたいと思ひます。

○議 長（高田修治君） 麻生まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） 債務負担行為に関する部分でお答えをしたいと思います。

この点につきまして、現在事業の進捗状況、止まっているのではないかとご指摘がございますけれども、これ、実は河野議員の今回の一般質問の中にもこの部分ございまして、その中でも詳しくお答えする予定にはしておるんですけれども、簡単に申しますと、現在内部の委員会を設置してございまして、その中で鋭意議論を集中して行っている最中でございます。さらには、また先進地のほうへも視察に参りまして、そういった中で問題点の洗い出し、そういったことをする中から、こういった計画の策定はどうしてもやっぱり必要であると、そういうことから今回債務負担行為をお願ひするものでございます。

債務負担の理由につきましては、来年3月までの今年度内では結論がなかなか出しにくい計画になっておりますので、次年度以降までにらんだ契約を締結するために、今回債務負担行為をお願ひしたい、そういうことでございます。

○議 長（高田修治君） 2点目、帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） お答えします。

50ページのその他手当の扶養手当、住居手当、通勤手当の国の制度との異なる点、差異の内容についてということでのご質問だと思います。

扶養手当につきましては、配偶者以外の扶養者に月額1,000円の加算ということで、この部分が国の制度と異なる点でございます。

住居手当につきましては、持ち家住居に係る取り扱いが異なるというふうに記載しておりますが、国においては廃止という方向で来ております。町のほうが今2,000円の支給を行っております。県のほうが3,000円ということで、これも人勧の取り扱いの中で、国のほうの廃止済みに基づきまして、他県の状況、見直し状況を踏まえて適切に対処するというので、県のほうも、今年の人勧で回答が出されたところがございますので、それに基づいて町としても対応いたしていきたいというふうに思っております。

それから、通勤手当につきましては、2キロ未満の取り扱いについての規定が、この点についてはちょっと内容が今手元で確認がとれませんので、申しわけございませんが、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 最初のほうなんですけれども、4月から計画に入って、もう12月までなっているんですね。やはりこのブロードバンドとかICTに関しては、1年、24年度で大方の方向性というか、そういうものが出るような仕事をしてほしいんですけどね。時間が本当にかかるんですよ。だから、もうちょっとスピードアップできないかなと思っております。今年もまだ3月までありますし、その辺、しっかりやってほしいなと思います。

そして、次に後のほうなんですけれども、扶養手当のほうは月額1,000円というのは、じゃ、もうこれも国のほうも廃止ですか。それと、県の住居手当に関して、県の人勧の話が出ましたが、県のほうもこの3,000円というのは廃止になったのかどうか、それだけお願いします。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 住居手当の県の3,000円については、他県の状況を踏まえて適切に対処する必要があるということで、現行3,000円ということになります。

それと、配偶者手当についての内訳につきましては、すみません、内訳については後ほどまたお答えいたします。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） さっき県の人勧の結果が大方出たような話をされたんで、その結果がどうなっているのか、そこまでを説明聞いて、質問終わります。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 国・県の人事勧告の内容でございますが、住居手当の大分県の回答は、勧告は、他県における見直しの状況を踏まえ適切に対処ということで勧告がなされております。国の人

事院のほうにおいては廃止済みということであります。それでよろしいですか。

○議 長（高田修治君） ほかに全般的にありませんか。

穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 先ほどの宿利俊行議員のプールのところの質問でございますけれども、日数についてお答えをさせていただきます。

これは昨年度、平成23年度の今データでございますけれども、森地区のプールにつきましては52日間、古後地区のプールにつきましては20日間の使用でございます。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 宿利議員、いいですね。

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号、平成24年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号、平成24年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。

これも歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 国保会計は、非常にことしは厳しいというふうにお聞きしておるんですが、現在、繰越金は幾らあるか、

○議 長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、ほとんどもう底をついている状況であります。詳しいのがいればちょっと後ほど——じゃ、後ほどお答えさせていただきます。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号、平成24年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号、平成24年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について、別冊となっています。

収入支出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。議案集15ページです。

議案第106号、玖珠町条例の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページ、議案第107号、玖珠町行政手続条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第108号、玖珠町個人情報保護条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

議案第109号、玖珠町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第110号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第111号、玖珠町税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第111号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページです。

議案第112号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第112号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第113号、玖珠町独立行政法人緑資源機構事業負担金徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第113号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第114号、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第114号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第115号、玖珠町農村都市交流施設三日月の滝公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案集38ページです。

議案第116号、玖珠町道の駅童話の里くすの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案集40ページです。

議案第117号、玖珠町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第117号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページです。

議案第118号、メルヘンの森スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第118号の質疑を終わります。

次に、議案集42ページです。

議案第119号、玖珠町防災会議条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第119号の質疑を終わります。

次に、議案集43ページです。

議案第120号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第120号の質疑を終わります。

次に、議案集46ページです。

議案第121号、玖珠町消防団条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第121号の質疑を終わります。

次に、議案集50ページです。

議案第122号、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第122号の質疑を終わります。

議案集52ページです。

議案第123号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第123号の質疑を終わります。

次に、議案集53ページです。

議案第124号、童話の里くす・ふるさと応援寄附条例等の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第124号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 先ほど、河野議員さんからのご質問で、その他の手当の扶養手当の1,000円の差の意味と通勤手当の内容について、後ほどということでしたので、お答えをいたします。

まず、扶養手当につきましては、配偶者以外の扶養者に月額1,000円の加算ということですが、国の規定でのその他に区分される金額については6,500円の扶養手当が、玖珠町での運用で7,500円、その1,000円の差でございます。

通勤手当につきましては、使用距離の区分及び手当額ということで、国の通勤手当につきましては、5キロ刻みでの支給になっておりますが、玖珠町の場合、25キロまでは1キロ刻みでの支給になっております。また、25キロ以上は5キロごとで、60キロまでの規定で、60キロ以上ということで5キロ区分でなっております。60キロ以上の上限額3万9,200円でございますが、国の上限が5万5,000円ということで、その差でございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 本松住民課長。

○住民課長（本松豊美君） 先ほどの宿利議員の基金残高のご質問について回答させていただきます。

今現在、基金残高が1,209万6,954円となっております。

以上です。

○議 長（高田修治君） 以上で議案質疑を終結いたします。

日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第92号から議案第124号、陳情3件）

○議 長（高田修治君） 日程第2、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第92号から議案第124号までの33議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第124号までの33議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情3件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、陳情3件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

あす5日は議案考察のため休会とし、6日、7日は一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす5日は議案考察のため休会とし、6日、7日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年12月4日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 大谷徹子

署名議員 繁田弘司